第20号の４様式及び第20号の４様式別表１から別表７まで記載の手引

欄　等		記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
第二十号の四様式	１　用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付してください。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	３「政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものを、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の６を用いて計算するものをいいます。以下同じです。
	４「当期の控除対象外国税額①」	内国法人にあっては法人税の明細書（別表６⑵）の１の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表６の２）の１の欄の金額を記載します。	
	５「前３年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前３年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	６「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　第20号の４様式別表１の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合　同表の①の欄の金額 ⑵　第20号の４様式別表１の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合　同表の⑥の欄の金額 ⑶　第20号の４様式別表１の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額	
	７「道府県民税の控除限度額⑤」	道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の１を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第７号の２様式別表２の⑦の欄の金額を記載します。	政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人とは、一定率（100分の１）を用いて計算するものをいい、同項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する都道府県の実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものをいいます。
	８「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の６を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の４様式別表２の⑦の欄の金額を記載します。	
	９「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	⑴　⑵に規定する場合（⑶に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除⑪」を抹消します。 ⑵　通算法人の適用事業年度について法第321条の８第39項の規定の適用を受ける場合（⑶に規定するときを除きます。）には、「⑩又は」を抹消します。 ⑶　既に通算法人の適用事業年度について法第321条の８第40項（第１号及び第３号に係る部分に限ります。）の規定を適用	

		して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第321条の８第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき、計算される金額を記載します。	
	10「前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	⑴　前３年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 ⑵　⑯の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格合併等が行われた場合　政令第48条の13第19項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の⑦の欄の金額 (ﾛ)　この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合　政令第48条の13第26項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度は各連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の⑤の欄の金額	
	11「各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」	２以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 ⑴　「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人にあっては第20号の４様式別表２の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 ⑵　各市町村ごとの⑲の欄の計算は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額を各市町村ごと（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。）に従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ⑶　⑳の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の「税額」の欄又は同様式の⑥の「税額」の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から、特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の⑨の欄の金額）を控除した金額を記載します。 　また、市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑳の欄は、第20号様式別表１の２の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	
別表一	１　用途等	⑴　この明細書は、第20号の４様式の明細書に添付してください。 ⑵　この明細書の各欄に記載する金額は、第20号の４様式の明細書及び法人税の明細書（別表６⑶）の各欄に記載する金額	

		とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の４様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	⑴　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合　政令第48条の13第７項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の⑪の欄の金額 (ﾛ)　この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合　政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の⑤の欄の金額 ⑵　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合　政令第48条の13第７項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の⑭の欄の金額 (ﾛ)　この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合　政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の⑩の欄の金額	
別表二	1　用途等	この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合には第７号の２様式（その２）の明細書）に添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の４様式及び第７号の２様式（その２）の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「法人税の控除限度額①」	内国法人にあっては法人税の明細書（別表６⑵）の18の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表６の２）の11の欄の金額を記載します。	
	4「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。以下同じです。）ごとに記載します。	
	5「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して１人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該１人当たりの金額に②の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6「税率⑤」	当該事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所等を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を控除した割合を記載します。	
	7「市町村民税の控除限度額⑥」	各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じ	

		て得た金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	８「補正後の従業者数⑧」	各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の６で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に１人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てて記載します。	
別表三	１　用途等	この明細書は、政令第48条の13第７項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出してください。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の４様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	３「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合　当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合　当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	４「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「令和２年所得税法等改正法」といいます。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和２年旧法人税法」といいます。）第69条若しくは令和２年所得税法等改正法による改正前の租税特別措置法（以下「令和２年旧措置法」といいます。）第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵　令和２年旧法人税法第81条の15又は令和２年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の３の規定の適用を受ける連結法人　法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の11の欄の金額 ⑶　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	５「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	６「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合　当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合　当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	７「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６（２の２））の21の欄の金額を記載し	

		ます。	
	8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦／⑥」を抹消します。 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。	
別表四	1　用途等	この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の４様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３又は令和２年旧法人税法第69条若しくは令和２年旧措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵　令和２年旧法人税法第81条の15又は令和２年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の３の規定の適用を受ける連結法人　法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の11の欄の金額 ⑶　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式別表１の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６（２の２））の21の欄の金額を記載します。	
別表五	1　用途等	この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付してください。 なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の４様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合　当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式の⑱の欄の金額 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合　当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式の⑱の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３又は令和２年旧法人税法第69条若しくは令和２年旧措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

		適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵　令和２年旧法人税法第81条の15又は令和２年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の３の規定の適用を受ける連結法人　法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の11の欄の金額 ⑶　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	
	５「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表六	１　用途等	この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付してください。 なお、①、④及び⑤までの各欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号の４様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	３「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の４様式の⑱の欄の金額を記載します。	
	４「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３又は令和２年旧法人税法第69条若しくは令和２年旧措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵　令和２年旧法人税法第81条の15又は令和２年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の３の規定の適用を受ける連結法人　法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の11の欄の金額 ⑶　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
別表七	１　用途等	この明細書は、通算法人（通算法人であった法人を含みます。以下同じです。）が法第321条の８第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式の申告書、第20号の４様式の明細書又は第10号の４様式の更正請求書に添付してください。 この明細書には、過去適用事業年度の法第321条の８第42項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の４様式及び同様式別表１から別表６までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第20号の４様式及び同様式別表１から別表６までの明細書を添付してください。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第20号様式の申告書、第20号の４様式の明細書又は第10号の４様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	３「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	次により記載します。 ⑴　通算法人の対象事業年度について法第321条の８第44項の規定の適用を受ける場合（⑵に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「（⑤－①）又は」を抹消します。 ⑵　既に通算法人の対象事業年度について法第321条の８第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該事業年度につき法第321条の８第44項の規定の適用を受けるとき（以下「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最	

		も新しいもの（以下「直近修正申告書等」といいます。）に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。 ⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
	4「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	次により記載します。 ⑴　通算法人の対象事業年度について法第321条の８第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「（①－⑤）又は」を抹消します。 ⑵　既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき、⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。 ⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除額相当額」を抹消します。	
	5「各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	２以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 ⑴　「政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。 ⑵　「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の従業者数を同項ただし書の規定により計算する法人にあっては第20号の４様式別表２の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 ⑶　市町村ごとの⑩の欄の計算は⑨の欄の金額を各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	